公立大学法人岩手県立大学が保有する歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規程の一部を改正する規程

資料№３-２

案

公立大学法人岩手県立大学が保有する歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規程（令和４年公立大学法人岩手県立大学規程第38号）の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| （定義）  第２条　この規程において使用する用語は、条例及び公立大学法人岩手県立大学文書管理規程（令和４年規程第37号）において使用する用語の例による。  　（費用負担の額）  第10条　条例第24条第１項の実施機関が定める額については、公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程（平成17年規程第80号）別表第１の規定を準用する。  ２　条例第24条第２項の実施機関が定める方法ごとに実施機関が定める額については、公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程別表第２の規定を準用する。この場合において、同規程中「開示の実施」とあるのは、「利用」と読み替えるものとする。  （歴史公文書の廃棄）  第12条　［略］  ２　文書管理者は、前項の規定に基づき、歴史公文書を廃棄しようとするときは、総括文書管理者を通じて、条例第31条に規定する岩手県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会が意見を述べたときは、文書管理者は、当該意見を尊重しなければならない。 | （定義）  資料№３-１  第２条　この規程において使用する用語は、条例及び公立大学法人岩手県立大学文書管理規程（令和４年規程第37号。以下「文書管理規程」という。）において使用する用語の例による。  　（費用負担の額）  第10条　条例第24条第１項及び第２項の実施機関が定める額については、公立大学法人岩手県立大学諸料金規程（平成17年規程第76号）別表第10の規定を準用する。この場合において、同規定中「開示の実施」とあるのは、「利用」と読み替えるものとする。  （歴史公文書の廃棄）  第12条　［略］  ２　文書管理者は、前項の規定に基づき、歴史公文書を廃棄しようとするときは、総括文書管理者を通じて、文書管理規程第52条第１項に規定する文書管理委員会に付議した上で、条例第31条に規定する岩手県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会が意見を述べたときは、文書管理者は、当該意見を尊重しなければならない。 |
| 備考　改正部分は、下線の部分である。 |  |

　　　附　則

　この規程は、令和５年４月１日から施行する。